防衛特別法人税に関する省令の一部を改正する省令要旨

1　租税特別措置法の一部改正に伴い、防衛特別法人税申告書について、所要の改正を行う。（別表関係）

2　その他所要の規定の整備を行う。

3　この省令は、一部の規定を除き、公布の日から施行する。（附則関係）